



福岡市債のごあんない

あなたも投資家として市政に参加しませんか？

福岡市は、公共施設の建設事業等に資金を充当するために福岡市債を発行しています。
福岡市債は、個人投資家の皆様もご購入いただける債券です。

福岡市債について

- 公共施設は数十年にわたって使用するため、施設をつくる時の市民だけで全ての費用を負担するのではなく、施設を使用する将来世代の市民にも費用を負担していただく必要があります。
- また、公共施設の建設費を一括して負担すると、その年度の財政負担が大きくなり、他の事業や市民サービスの実施に影響が生じます。
- そのため、道路や公園などの公共施設をつくるときは、通常、福岡市債を発行して必要な資金を調達し、長期間にわたって一定額を返済することで、世代間の公平性の確保と市の財政負担の平準化に取り組んでいます。

福岡市債の発行計画と利率等の決定状況

■ 2024年度 発行計画

発行年月	発行額	満期	表面利率	発行価格	利回り
2024年6月	100億円	5年	0.594%	100円	0.594%
10月	100億円	10年	1.029%	100円	1.029%
12月	150億円	5年	0.819%	100円	0.819%
2025年3月	100億円	10年			

福岡市債をお申し込みいただける方

- 福岡市債は、個人、法人にかかわらず、また、福岡市内にお住まいの方でなくても、お申し込みいただけます。

福岡市債のお申し込みの際にご用意いただくもの

- 福岡市債は、取扱金融機関でお申し込みいただきますが、ご用意いただくものは、次のとおりです。

- ◆ ご印鑑
- ◆ 本人確認ができるもの（運転免許証や健康保険証など）
- ◆ マイナンバーの確認ができるもの（マイナンバーカードなど）
- ◆ ご購入資金（1万円から1万円単位でお申し込みができます）

※ 取扱金融機関によりご用意いただくものが異なる場合があります。また、ご購入資金がお申し込み当日に必要な場合がありますので、あらかじめ、取扱（予定）金融機関で手続きの詳細をご確認ください。

市政
参加

福岡市債
3つのメリット

簡単

安全性

よくあるご質問(Q&A)

Q1 市債の元本は保証されていますか？

満期まで保有すれば元本は確実に償還されます。地方債の発行には国の同意等が必要で、財政状況が一定以上悪くなった場合には発行ができない仕組みになっています。また、仮にそのような事態が生じた場合でも、国が予算編成に関与し、優先して元利金を償還させることとなっています。

Q2 利率はいつ、どのようにして決まるのですか？

市場動向に対応した利率や発行価格にするため、市債の発行条件は募集開始日の午前8時半に決定しています。同じ残存年限の国債や他の地方債の市場金利を参考に引受金融機関との交渉により決定しています。

Q3 市債を途中売却できますか？

換金の必要が生じた場合、満期日(償還期日)を迎える前でも、取扱金融機関を通じて売却することができます。ただし、債券の価格は日々変動していますので、売却の時期によっては、ご購入時の価格を下回る場合がありますのでご注意ください。

Q4 市債はどこで購入できますか？

市債の販売は下記金融機関に委託していますので、取扱店舗については直接お尋ねください。なお、市役所や区役所、郵便局では購入することはできません。

Q5 利子に税金はかかりますか？

原則として20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%+住民税5%)の税金が課税され、源泉徴収されます。なお、身体障害者手帳の交付を受けている方、母子家庭の方、遺族基礎年金や寡婦年金の支給を受けている方などは、利子に対する税金がかからないマル優、特別マル優制度をご利用いただけます。

※詳しくは購入される金融機関でご確認ください。

福岡市債の取扱(予定)金融機関

取扱(予定)金融機関	電話番号	5年	10年
福岡銀行	092-723-2420	○	○
みずほ銀行	092-711-1233	○	×
西日本シティ銀行	092-476-2505	○	○
福岡中央銀行	092-751-4439	○	○
福岡信用金庫	092-751-4739	○	○
SMBC日興証券	092-711-2338	○	○
みずほ証券	092-741-1961	○	○
大和証券	092-713-4007	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券	092-482-5600	○	○
野村証券	092-771-3111	○	○
FFG証券	0120-066-257	○	○

※取扱金融機関は変更される場合があります。具体的な取り扱い(購入手続き等)については、各金融機関にお尋ねください。

※2019年4月1日以降、福岡市債における「現物債かつ償還期日より10年、利払期日より5年経過しているもの」については、時効を援用しております。

福岡市 財政局 財政部 総務資金課

電話 092-711-4592

FAX 092-733-5586

Eメール somushikin.FB@city.fukuoka.lg.jp